

丸山遊女の生活

「長崎奉行所判決記録犯科帳」の分析を中心として

宮本由紀子

はじめに

天保年間に出版された廓番附『諸国遊所競⁽¹⁾』によると、当時の遊所として二〇六カ所が記載されている。その中で江戸吉原遊廓は行司役として位置付けられており、長崎の丸山町・寄合町もそれに準ずる形で登場している。本稿では近世の女性史を研究する一環として、遊女を対象とし、江戸と長崎という遠く隔った土地にありながら並び称されていた遊廓を取り上げ、その中で生きてきた遊女達の日常の姿を描き出しながら、遊廓及び遊女の異同を検討し、さらにその成果を近世社会における遊女の身分の位置付けと関連させながら検討してみたい。

なお、本稿では主として長崎丸山町・寄合町遊廓の遊女を考察して行くことにすると、なかでも遊女の日常生活を探る手段として、長崎奉行所の判決記録である『犯科帳』の分析をすることにしたい。ところで『犯科帳』は寛文六年（一六六六）から慶応三年（一八七六）まで長崎で裁決された刑事事件の判例記録で、約二百年間に渡って都合百四十五冊の記録が残されており、現在県立長崎図書館に保管されている。その内容をみると犯罪の記録が編年体で綴られているため、当時の長崎で起きた種々様々な事件の原因・判決が詳細に判ると同時に、当時の世相を浮き彫りにしているともいえよう。

ただし、丸山町・寄合町遊廓の成立や特色については別稿「丸山遊女犯科帳——唐紅毛人との関りを中心として」で論じたの⁽²⁾

で、ここではその要旨を簡単に紹介することに留める。

一、丸山遊女の特色

丸山町寄合町遊廓が現在の場所に開設したのは、寛永十九年（一六四二）で鎖国政策の完成した翌年のことであった。その開設の目的とするところは外国人を対象とすることであり、日本で唯一の遊廓として誕生したのであった。従つて丸山遊女のみが唐人屋敷や出島に出入することが許されており、外国人と接することができたのである。

『犯科帳』から遊女中心の事件を抜き出してみると、その件数は一三八件にのぼり、それらを分析すると大きく二つに分類することができる。その一つは唐紅毛人との関りの上で発生した事件であり、他方は遊女の日常生活の中で発生した事件である。そのうち前者は一三八件中九五件を占めている。こうした点でも丸山町・寄合町遊廓の特異な性格が指適されよう。

(1) 日本行の遊女

まず他の遊廓に例をみない丸山遊女の特色として日本行・唐人行・阿蘭陀行という別があつたことを挙げることが出来る。

日本行といわれた遊女は日本人のみを相方とする女性で、遊女の中で最も格が高いとされ、日本行の遊女になるには、茶道・華道・香道を修めることはもちろん、歌舞音曲・読み書の道にも優れ、名妓に相応しい容姿の持主でなければならなかつたといふ。

延宝年間の丸山町寄合町の遊女の人数は七六六人で、この内日本行は僅か十人であった。延宝版『長崎土産⁽³⁾』によると丸山町の遊女屋は三十軒、遊女三三五人、内太夫は六九人、寄合町の遊女屋は四十四軒、遊女四三人、内太夫は五八人とみえる。つまり、太夫職に付いている遊女が一二七人いた中で日本行の遊女は十人ということになり、いかに希少価値的存在であった

かが判明しよう。日本行の遊女は江戸吉原遊廓でいう太夫職と同格の意味を持つものと思われる。さらに遊女屋の方も日本行の遊女を仕出すのは、仕付けや衣裳などに大変な費用をかけなくてはならないため、両町の遊女屋七四軒の内、日本行の遊女を抱えているのは、丸山町に三軒・寄合町に二軒のみであった。

こうした隆盛を誇る日本行の太夫の内、四人については先の延宝版『長崎土産』卷三の中に紹介されている。すなわち寄合町豊後屋五郎兵衛抱金山、同町伊勢屋太右衛門抱出羽、丸山町渡辺新左衛門抱小紫、同町副島九郎左衛門抱市之允で、この四人は全盛中の最盛と謡われ、容姿いざれも劣らぬ者として筆を尽して記載されている。こうした日本行の遊女について古賀十二郎氏は三種に分類すべきとして、(一)抜群なるため終始日本行の遊女であったもの、(二)特殊な事情により終始日本行の遊女であつたもの、(三)はじめ唐人行であつたが特に抜擢されて日本行に昇進したもの、といつた基準を示している。⁽⁴⁾ (二)の場合の特殊な事情については、遊女の親と遊女屋の主人の間に日本行とするという約束のある時に、あるいは遊女屋に縁故のある女性である場合に限り、流行に関係なく日本行となり唐人行・阿蘭陀行に落されることがなかつたことを指しているものと思われる⁽⁵⁾。

(2) 唐人行・阿蘭陀行

唐人行という遊女は唐人に、阿蘭陀行の遊女は阿蘭陀人に借切られる遊女の総称であった。ただしこうした外国人を相手とする階層の遊女は、唐人や阿蘭陀人に借切られる以外は日本人と対することもできた。『犯科帳』に記録されている遊女に關係した事件をみると、最も件数の多いのは唐人より品物を受取つたために罰せられたというもので、一三八件中三八件、次に多いのが密買に利用された例で二十三件ある。このほかにも唐紅毛人の絡んだ事件が三十四件あり、丸山遊女の犯罪は唐紅毛人との関りの中で生じたことが判る。つまり唐人行・阿蘭陀行の遊女が犯した罪が多数を占めているといえよう。

例えば、享保十五年（一七三〇）七月、寄合町豊後屋抱遊女和国の事件では和国がお盆前の遣り繰りに困り、唐人の陳捷英

に金の隔通を頼んだことが発端となつて密買が始まり、その仲介をさせられ罪に問われた。金の隔通の方法が複雑で、直接唐人が金子を用立てるのではなく、和国の馴染み客である本古川町の三五郎に対して唐人に手紙を書いてもらい、三五郎に借金を申し込んでおき、唐人が帰国する際清算するというやり方であった。このため唐人と三五郎の間で手紙が交換され、これが契機となつて密買が始まり、和国はその仲介をさせられたのであった。結局密買は未遂に終つたので、和国は許され、以後唐人屋敷出入禁止と裁決された。この場合、和国は明らかに唐人行の遊女であり、唐人に借切られない間は日本人客の接待をしていたことが判る。

阿蘭陀行は唐人行よりもなお格が低いとされていた。阿蘭陀行の遊女の心情について「誠に鬼の人くはぬはかりのおそろしき異国人の言葉かよはねば、文字も通せず、同じ食せざれば、酒のさし引もあじなく、同じ調子ならねば琴三味線のつれ引ならず、彼六人の山伏の大江山の一座の心地して、明暮何の慰に心はると事あらんや」と延宝版『長崎土産』は述べている。これに対し唐人行の遊女の中には「かかる唐人と逢は風俗あしく息くさき日本人とあふよりは中々心やすくてようしきよし（略）」と先の延宝版『長崎土産』に記述されているごとく、長崎の若衆などのように遊女に迷惑をかける日本人よりむしろ唐人の方が良いとする者もいた。

しかしながら、唐人や阿蘭陀人にとって接触できる唯一の日本女性は遊女であり、彼女等と馴染むことは、異郷の地で不由な生計を営む身にとつては必要なことであつたともいえる。こうした点は唐紅毛人が遊女に贈物として、豪華な着物や食事を与え、遊女の気を引こうとしたことでも推察でき、そのために正徳三年（一七二三）と同五年に唐紅毛人の贈物について細い規定が設けられたことでも明らかである。逆にこうした事実が先に示した事件の件数として表わされているものと思われる。

二、丸山遊女の生活

『犯科帳』の中から遊女の生活上で起きた犯罪を抜き出してみると、一三八件中四二件である。これらについて江戸吉原遊女の日常生活とを比較しながら検討していくことにするが、その全てについて掲げることは紙面の都合もあり不可能である。従つてその中で最も特色のあるものに限つて論じてみる。なお、表作製に際して国会図書館の刊本『長崎奉行所判決記録犯科帳』全十一巻を使用したので、出典の個所に巻数・頁数を記載した。

(1) 親との関り

寛延元年（一七四八）正月、丸山町山田屋郡平抱傾城大嶋は、唐人から紗綾武反を貰い隠し持つていたが、出代りの時着物の綿に付けて持ち出し、母に預けて衣類に仕立てさせたことが露見して捕えられた。その結果過料三貫文が課せられ、出嶋・唐人屋敷への出入禁止となつた。唐紅毛人からの贈与物については正徳五年に唐人屋敷出入取締り増補⁽⁶⁾が発令された時、細い規約が規定されたことについては先に述べた。すなわち唐金銀・端物類・衣服・器物の類を唐人から遊女へ贈る時は、乙女組・唐人任所の承諾が必要とされたのであるが、嚴重な出代りの際の身体検査をかいくぐつて、禿の髪の中に結い込んだり、または着物の裏や綿の中に縫い込んだり、さらには腰巻のようにして身につけたりして唐人屋敷や出嶋の外へ持ち出そうとして捕えられており、こうした実態については別稿で論じたところである。

しかしながら、この種の事件の刑罰として過料が課せられたのはめずらしく、他の事件と異なつて、持ち出そうとして捕つたためだけではなく、持ち出した上に母親に依頼して衣類に仕立てさせたことが悪質であるとされたものと思われる。

つまり、この事件では母親と遊女が自由に往来できるという状況にあつたこと、衣類の仕立てなども依頼できる間柄であることが判明した。そこで、こうした親子の関係を示す事例を探してみると、表1のようになる。

個々に見てみると②の丸山町唐津屋登兵衛抱遊女三河の場合は、密買の書付の仲介をしていたが、母親が病で倒れ、その看護の費用を念出するために、唐人四官から本紺屋町の惣右衛門への書付を預り櫛代銀の催促を行つた折、その櫛やその他

表1 親との闘り

年号	月	罪人の所在と名前	品物と事件の経緯	刑罰	出典
① 寛延元	正	丸山町・傾城・大嶋	唐人より紗綾2反、着物の綿に付ける。母に預け、衣類に仕立てる。	過料3貫文取上、出嶋・唐人屋敷出入禁	2—67P
② 寛延4	3	丸山町・遊女・三河	書付を仲介・品物を使い込む、唐人より本紺屋町惣右衛門への書付を預り、櫛代銀の催促をし、その端・衣類等を質入し、母の病の入用に当てた。	格別之宥免 50日間の手鎖	2—107P
③ 宝暦6	5	寄合町・遊女・半部	封書遣いの依頼、父平次郎の難儀を救おうと密書使いを依頼し、唐人屋敷乙名付小使の茂平治に黙認するよう頼んだ。	唐人屋敷出入禁止	2—204P
④ 宝暦8	12	寄合町・元・萩野 〃 〃・小磯	鰹節4筋、本籠町を通った時惣吉女房とよに呼び込まれ、作左衛門母に依頼された鰹節を唐人屋敷へ持ち込むよう依頼され拒みきれず持ち込もうとした。	叱り	2—234P
⑤ 寛政8	12	寄合町・遊女・桜野 19才	紅毛人より皿紗1着分、母の着方を助けるため、出嶋町人部屋番藤平を頼り無断で持ち出す。	品物取上げ、20日間押込、出嶋出入差留	5—158P
⑥ 文化10	8	丸山町・遊女・玉紫	身請けの失敗、借銀の上懐妊したため、母まつに身請けを要求し、馴染の与吉(本下町)に依頼して抱主と掛け合が失敗した。	抱主へ引渡し、急度慎	6—413P
⑦ 嘉永2	9	丸山町・元・たま	金子67両1歩2朱、唐人シバに渡すように名前も知らぬ者に風呂敷を頼まれる。前日、洗濯物を取りに帰宅し、母むめより本五嶋町喜兵衛からの中縫い込めたことを告げられていた。	金取上・出嶋出入差留	10—96P
⑧ 嘉永5	4	寄合町・遊女・小の瀧	金3両、遊女千本の母ひでが唐人からの貰い物を目に當て謝礼の金を千本に渡すよう、小の瀧に依頼。	出嶋出入差留、袋町所払	10—223P

の衣類を質入したものであつた。母の看病のための犯罪とあつて、格別之宥免・五十日間の手鎖で許されている。また③の半蔀の場合も密買の仲介であるが、その理由は父の難儀を救うためであり、⑤の桜野も母の暮し方を助けるために、紅毛人に貰つた皿紗一着分を持ち出そうとして捕つたのであつた。

以上のように、親のために犯罪を犯していることが判る。この点がより強調されているのは④・⑦・⑧の事例で、いずれも親の依頼を拒みきれずに罪を犯している。④の禿萩野と小磯は唐人屋敷へ向う場合、一端本籠町にある仲宿に立寄り、そこで人別を改められ、さらに唐人屋敷内で身体検査を受ける規定になつていていたので本籠町へ向つた。そこで惣吉の女房とよに呼び止められ、作左衛門という者の母に依頼されたという鰹節四節を屋敷内に持ち込むよう依頼された。この場合は二人の禿の実母ではなく、作左衛門という者が二人の知り合か、その母と懇意だつたのか、あるいはとよの依頼だからかは判断できない。

しかし、⑦の禿たまの場合は実母むめが本五嶋町喜兵衛から唐人シバ宛の届物を頼まれ、たまの着物の中に縫い込めたため捕つたのである。この事を告げられたのは、前日たまが洗濯物を取りに帰宅した折のことであつたというから、禿は自由に実家に帰宅することができ、洗濯を母に頼むことができたことが判る。

このような実家との自由な往来は、前述のごとく①の大嶋の例でも指摘でき、⑧の遊女小の滝の例は同朋の遊女千本の母からの依頼で金子三両を持ち込もうとしたのであるが、いざれも親に依頼されたことによる事件といえよう。

しかしながら、⑥の玉紫の例では逆に親に身請を要求したという事件で、結果としては抱主との掛け合に失敗したため、玉紫は抱主に引渡され、急度慎むよう言渡された。しかも玉紫は借銀をしていた上に懷妊したため、母まつに泣きついたのである。こうした行為は娘が親を頼りにして、その気持ちを行動に移した結果と/or>うことができ、遊女と親との密接な関係が継続していることを示していふと解釈できよう。

こうした点を吉原遊廓に遊女奉公に出された女性と対比してみると、一般に近世では人身売買が禁止されていたため、養子縁組・年季奉公といった形式が隠れ蓑となつており、吉原でも例外ではない。そのうちの「一生不通養子」という形で身売さ

れていた証文の中に

……且又石娘成人之後、其許殿御勝手ニ付 傾城遊女ハ不及申 如何様之賤敷給金先借之奉公ニ有附御遣し被成候共 比儀最初より得心之上 親子兄弟之縁ヲ切 不通養子娘ニ遣申候上ハ 行末御勝手ニ御掛り被成候共 其節毛頭違背御座候(点は筆者)(?)…
とあり、親子兄弟の縁を断ち、娘が遊女やそのほかどんな賤しい奉公に出されようと一切関係しないと契約していたことが判る。つまり吉原遊女にとつて丸山遊女のよう親と交流していたという状況は、到底あらざるべきものであつたといふことがいえるのではなかろうか。

(2) 遊女になつた理由

ところで、先に述べたように丸山遊女には日本行・唐人行・阿蘭陀行の三種の別があつたが、こうした特殊な区別は鎖国を迎えた日本において、唯一の貿易港をひかえた長崎という特別の土地柄によるものであつたことはいうまでもない。では、このような地域における遊廓で遊女となつた女性はどのような過程を経てこの世界に入ってきたのであらうか。『犯科帳』が犯罪記録という性格上、この史料から遊女となるに至つた理由を求めるることは困難であるが、それでも二件ほどこれに該当する記事がある。

その一つは享保八年（一七二三）四月に起きた嫁盗みに関する事件である。嫁盗みというのは長崎に伝えられる風習で、自分の女房にほしい娘を知人や友人に頼んで盗んできてもらうことをいう。⁽⁸⁾頼まれた者は駕籠を用意して夜にまぎれ娘を誘い出す。娘を駕籠に乗せると「よめご盜み、よめご盜み」と連呼しながら連れ去るという奇習である。

嫁盗みをする場合、当の娘も知らないで突然行われることもあつたが、相愛の間柄であるのに両親が許さず、娘の方から盗んでほしいと申し出ることもあつた。さらには婚礼の費用が出せず世間への義理から盗みで一切を済ませるという庶民の知恵もあつたらしい。奉行所ではこうした風習を改めるよう文化十三年（一八一六）十二月に触書を出しているが効果はなかつた。嫁盗みが行われたことが奉行所に知れるのは、嫁盗みをされた両親が承知せず、娘を返すよう訴え出た時であり、大方の親

は黙認するため発覚しなかった。享保八年（一七二三）の事件は桶屋町の次郎右衛門の娘せきが北馬町の源七と密書などを取り交す仲であったが、父親が許してくれないので源七は仲間五人を頼み、せきを嫁盗みした。次郎右衛門は娘を返してほしいと申し出たが源七はこれを拒み、せきも親元へ帰らないと言いはつたので二人を訴えた。この結果せきは不孝者とされ丸山町・寄合町へ奴女郎として遊女奉公するよう裁決が下った。源七は遠嶋、仲間五人は過料一貫文が課せられた。つまり、せきは親の意に背いたために、親によつて遊女にさせられたのであつた。

次に享保十四年（一七二九）六月の例を紹介すると、本五嶋町勘七の娘なつは先年離別した吉郎兵衛と密通し、吉郎兵衛は親に刃物を振りまわすなどの乱暴を働き、なつも親の手に余ると訴えられた。そのためなつは丸山町・寄合町へ遊女奉公に出ることになつたのである。なつの場合はせきと異なり、自らが招いた結果であるとしても、やはり親の手で遊女にさせられたことにはかわりない。

同じように奴女郎として遊廓へ送り込まれ遊女となる例は吉原でもしばしばみられる。新吉原へ移転した後、江戸町二丁目の左右の地尻に新道をつけ、堺町・伏見町が新たに造られたのは寛文八年（一六六八）の三月のことであるが、これは幕府公認の吉原に対抗して私娼が江戸市中にはびこり、吉原は衰退する一方であった。これに歯止めをかけるべく、私娼取締りを吉原側から幕府に積極的に働きかけ、その結果として大量の私娼が捕えられ奴女郎として吉原に送り込まれた。このためにそれまでの吉原遊女とは異つた散茶女郎という階層が新たに下層遊女として出現し、こうした遊女のために堺町・伏見町を造つたという事実からも理解できよう。

しかしながら、こうした刑罰による奴女郎のみで遊女の世界が構成されるのではもちろんなく、先に述べたような身売りによって受動的に遊女となつた者が多数を占めていたというのが実態であろうことは推察するに難くない。ところが長崎においてはむしろ積極的に自ら進んで遊女となる女性が存在していた。それが仕切遊女・名附遊女といわれる遊女である。

仕切遊女または名附遊女と称される女性は日常を遊廓の中で過すのではなく、名義のみを遊女屋へ登録しておき、唐紅毛人

のみの接待を専門に行なつた。幕末には遊女の名義を得るために十両から三十両の口銭を支払うこともあり、名義を得ることを「名前⁽⁹⁾」と称していたという。寛延四年（一七五一）十月に密買の仲介をした寄合町石見屋茂三太内の都路は、仕切遊女と記録されている。都路は三月から館内禁足となつていて、小田ノ原へ墓参に行く途中、唐人屋敷の垣外通りにおいて、唐人妻再遇より東古川町儀助方に書付を届けるよう依頼され、その書付を預つて金子の催促を行つたという咎で三〇日間の押込となつていて⁽¹⁰⁾。つまり都路は仕切遊女として唐人屋敷専門に出入しており、三月から屋敷の出入を禁止されていたということは、この事件以前にも法を犯していたことが推察される。都路は籍だけを遊女屋に入れておき、必要な時に唐人に呼ばれて遊女奉公をしているため、日頃は普通の生活を営んでいる女性であった。この日も墓参りに出かけていたにすぎなかつたが、顔見知りの唐人に頼まれて、書付を預り、密買の仲介をするという犯罪を再び働いたのであつた。

このような登録制で遊女奉公をする女性は、一生を苦界に沈めるのではないが、家計を助けるために世間に知られない方法で金子を手に入れたいと願つており、こうした女性の気持ちと、遊女の中においても唐人行・阿蘭陀行といわれる遊女は格が低いとみなされた丸山遊女の立場とが、相互に結びついた結果生じた仕組とも思われる。丸山遊女に最も嫌われた部分を仕切遊女・名附遊女が代つて勤めていたということがいえよう。しかも仕切遊女・名附遊女として登録する女性にとつては、相手が見ず知らずの外国人であることが、逆に歓迎された訳である。このような日常生活の中での部分的遊女奉公という発想は、吉原遊女のように苦界に沈んで生涯そこで果てることがほとんどであつた遊女の存在とは異なるものである。また、公許の吉原に対する岡場所においても遊女奉公の身分規制は吉原と変ることはない。また夜鷹などと呼ばれる私娼は法の目をくぐつて売春行為を行うという点で、日常の一部を遊女奉公に当てるという類似点はあるものの、遊女屋によつて正統に管理された仕切遊女・名附遊女とはまったく異なつた状況にあつた。

つまり、仕切遊女・名附遊女の制は長崎独自のものであり、こうした発想は自ら遊女となることを助長する作用をしたのではなかろうか。遊女奉公することにより家計は助かり、しかも世間におうっぴらには知られないとなれば、仕切遊女・名附

遊女として高い口銭を支払つても名義を手に入れたいと願つたことは容易に推察できる。

従つてこうした女性が数多くいたことが宝暦元年（一七五一）四月十九日の事件で判明する。奉行所では丸山遊女以外の者は唐人屋敷・出島へ出入することを厳しく禁止していた。それにもかかわらず、仕切遊女・名附遊女の存在によつて禁令は破られてゐるに等しく、これを黙認してゐる状態を開する必要があつたものと思われ、仕切遊女・名附遊女百二十人を検挙し、三年間奴女郎として遊女奉公するよう丸山町・寄合町の遊女屋へ引渡したのである。しかもこの期間に検挙された遊女を唐人屋敷・出島へ出入りさせることは厳禁とした。

この事件で「名前借」の制や仕切遊女・名附遊女の制が法的に認められた制度ではなく、遊女屋と登録する女性の間で交される密約であることが判るが、しかしながら、こうした制度が幕末にはますます盛んになり、洋妾（ラシャメン）といわれる女性の祖とまでいわれるようになつたのである。

では次にこのような長崎独特の遊女のあり方が犯罪となつて表面化した部分を探つてみよう。

(3) 遊女の妊娠

近世の女性の地位について民俗学では農耕儀礼・女の講の宗教的機能に注目し、女性の持つ生殖能力をもとに女性の靈的優位性が民俗信仰の本来的のあり方であつたという考え方がある。⁽¹⁾ 柳田民俗学における『妹の力』に見る女性の靈力の再評価が女性の地位への再検討となるであろうことを指示しており、現在残存している生活習俗や宗教儀礼は、概ね近世社会で発現したものであるということから、女の講の中に近世における女性の立場を見い出そうとしている。

以下その成果を紹介すると、各地の女の講を概観するならば、その講の目的が性的要素を多分に含む子授け、安産祈願であり、出産に伴う血穢を認めた上で、さらにそれを除去しようとする配慮と仏教的な血盆経信仰が相乗作用を起こし、その結果民間へ広く流布したとされている。例えば農耕儀礼における性的要素として御田植における出産の模擬演技や、女の講における参加者の祝宴は生殖の強化を意味するものであるとする。さらに男性から見れば女性の持つ生殖能力は超えることのできな

い女性の権威の保障であり、このことが女性との差別意識を明示することになったとし、こうした考え方が中世以来の男性中心の神社神道の禁忌と、仏教上の女性差別とが一致する形へと発展したのであって、はじめから女の講の要素として女性蔑視の思想が存在したのではないと結論付けている。

さらに近世中期に江戸とその近郊農村に広まつた富士講では血穢を一方的に不淨・差別視しない思考を持つており、仏教の生まれながらにして女性は罪深い者とすることは異なり、男女共に同じ人間であると強調した思想に立脚し、幕末には社会的に大きな勢力を占め、幕府に何度も弾圧を受ける程となつていた。

以上の考え方は近世の農村における女性についての考察であるが、こうした成果を前提にすれば、近世における女性は出産するという点において男性より優れ、むしろ男性から恐怖の念さえ持たれていたといえよう。このことは女性を「山の神」と呼ぶことでも指摘できるとされており、神祭りをする者が巫女であることでも証明できよう。しかしながら、遊女の場合はどうであつたのか。同じ女性であり、生殖機能を持つ者としてどのような立場であつたのか考察してみたい。

丸山遊女に関して正徳五年（一七一五）六月に唐人屋敷出入取締の増補が訓令され、その中に遊女の懷妊・出産・養育についての条例が新たに挿入されている。この法令は遊女屋に対するもので、以下要約すると次のようである。

「一、唐人之子を懷妊いたし候遊女有之候は、懷妊之中なりとも、其出生し候節なりとも可申出之」と懷妊の報告を義務付けている。さらに「唐人在留中於団出生し候者唐人在留中其所に而養育し候義、父唐人之勝手次第たるへく候」として出産後、子供は父である唐人と母の遊女の元で唐人屋敷内において養育することを認められていた。また「父唐人帰帆以後出生し候は、其遊女之宿屋是を養育し置。父唐人重而渡來候節、奉行所江相達差団之上父唐人に可申聞之候」というように、帰国後に出生した場合は遊女屋が代つて養うよう申し渡している。

次に「父唐人在留中出生し候子、在留中は養育し候といへとも、帰帆之後其母ニ預け置候而者、其母養育なるへからず候」とし、父である唐人が在留中は養育も父母の元でなされるよう配慮されているのが、一度父親が帰国すると母である遊女の養

育は認められなかつた。そして「總而此儀不苦事に候條向後有躰に可申候」として、懷妊については否定していない。最後に「但唐人之子本国江連行度由願之候とも、其段は令停止候事」と結び、唐人の子を本国へ連行することを禁止して、在留中の父權のみを認めている。さらに一ヶ月遅れで阿蘭陀人との間で懷妊した場合についても唐人の場合に準じる法令を出してい(14)る。加えて「其子出生以後之儀、其父と領掌仕置へし」と父親を承認する義務を通達し、「その父領掌之上ハ、その子出生し候はゞ、其父重て渡來迄之間養育之儀疎畧すへからす候」とある。この法令は幕末に至るまで唐紅毛人と丸山遊女の間で起きる問題の解決基準となつた。

以上の条例を見る限り、懷妊の父權と養育についての対策が主文となつていて、つまり出産するという前提に立つた条例ということは、先に述べた近世の女性が生殖機能を有する点で尊重されたことと類似しているのではないだろうか。この点においては丸山遊女は出産する女性として扱われていたといえよう。

条例発布後、遊女が妊娠すると相方の唐紅毛人は父であることを承認する届書を奉行所に出す義務が生じた。しかし、唐人か紅毛人か判然としない時は、出産後に父親を定めて申し出ることとした。また出産に際しては『長崎市史』では遊女は親許へ帰つて分娩するのを例としたとしているが、この点について先に表I—⑥で玉紫が懷妊したために、母まつに身請を要求した事例から考えれば、親元へ帰つて分娩することが常であったのなら、玉紫は身請の要求をする必要はないのであるから、親許へ帰るという点には疑問が残る。しかも条例では「於団出生し候者」とあることからも、唐紅毛人の在留中は唐人屋敷内または出島で行われ、帰国後の出産については、「遊女之宿屋是を養育し置」とあることから、遊女屋における分娩と考える方が自然なのではなかろうか。

さらに文政十一年（一八二八）二月に寄合町油屋むめ抱遊女春風が密買を依頼した咎で捕つてあるが（表2—①）、その動機が唐人の子を懷妊したため、その出産費用・養育費ほしきで、麝香六斤・瓜一斤の密買を依頼したというものである。この事件から唐人の子という点が明確であるにもかかわらず、春風は自ら出産費用や養育費を念出しなければならず、条例にある

表2 遊女 の 妊娠

年号	月	罪人の所在と名前	事件の経緯	刑罰	出典
①文政11	2	寄合町・遊女・春風	麝香6斤、瓜1斤の密買依頼、唐人の子を懷妊し出産費用、養育費ほしさで密売を依頼。	中追放 出産まで入牢	7—405P
②弘化3	正	寄合町・遊女・初紫	唐船主周謙亭の子を出産し、勝山町政八と相談して唐人の子として届け出ず、政八の性徳三郎に遣し、姉つるの手元で養育する。その後唐大通事の計で反物目利、駒作方へ養子に出すことになったが、それをおこたった。	30日間押込、政八は30日間の手鎖	9—294P

ように唐人の父親としての承認届や父親による養育費の確保がなされたことが判明する。わいと出産に関する遊女屋が面倒を見、養育も遊女屋がするにこなつてこぬといふことになり、まして出産後、父親が帰国するまでは一時期といふ条件であるにして、もやの子を両親の元で育てるよつこむする点は、先に掲げた条文がまったく空文化してこぬくなる。春風は出産まで入牢し、その後中追放とくら刑罰が果せられており、出産した子供がどうなつたのか記録では判らない。

やいと②の弘化3年（一八四六）正月の寄合町油屋ゑん抱遊女初紫は唐船主の周謙亭の子を宿し、勝山町の政八と相談して唐人の子として混血児の生涯を送るより、姉つるの手元で養育した方がよことして届出を怠つた。その上反物目利の駒作方へ養子に出すよう唐の通事が計つたにもかかわらず、それも怠つたとして三〇日間の押込、政八は二〇日間の手鎖となつた。（なお『長崎市史』⁽¹⁶⁾ではこの事例を「文政十一年」とし、政父を父親、初紫は政八宅で出産としているが、『犯科帳』にはそのような記述はない）。これは唐人の子は必ず出生後であつても届け出なければならぬところ条例に反しているといもちらんであるが、初紫が唐人の混血児として成長するより、東洋系のため日本人が区別がつきにくい点を利用して、あくまで日本人として育てようとした点や、唐人の子は遊女屋で養育するにされたことは守られず、姉の元で育てた点、わいには養

子縁組を結びながらもこれをも放棄しようとした点に注目したい。

この事件を通して混血児は養子に出されたことが判ると同時に、混血児の生涯が恵まれないものであったことが初紫の行動を通して想像でき、母としての初紫の心情が伝つてくる。混血児の問題は長崎の特殊性を考える上で不可欠のことであるが、本稿は丸山遊女について検討するためここでは省略する。

初紫の例は春風の事件と同様に条例が効力を持つていなかつたことを示している。しかしながらたとえ空文化した条例であつたとしても、奉行所の方針として、遊女の懷妊を否定せず承認していることや、子供は両親の元で養育されるべきとした点は評価できよう。

というのも吉原遊女は丸山遊女のように妊娠が認められていなかつた。安政頃の作といわれる三代歌川豊国（初代国貞）の『廓の明暗』（蓬左文庫蔵）の一部に遊女が灸治していた姿が描かれている。これはお灸が避妊のために行われていたことを暗示する描写であり、さらには明確に墮胎の様子を描いた部分もある。そこでは懷妊した遊女が遺手から割竹で責折檻を受け、遂には両手を後手に縛られ、口には猿ぐつわをかまされて横たえられる。側に取上げ婆が右手に竹べらのような器具を持つて正に墮胎をしようとしており、縛られた遊女は観念したように目をつむつてゐる。また中条流の産科医と思われる老人から墮胎手術を受ける所に、見舞いに来たらしい傍輩や怖れて逃げようとする禿が描かれたものなどを見ると、懷妊自体が否定されていたことが推察される。

さて、投げ込み寺として有名な三輪の淨閑寺の過去帳を寛保三年（一七四三）から天保十一年（一八四〇）までの約百年間にについて調査したのが表3である。過去帳に書かれた遊女と遊女の子である水子の人数を、一年毎に集計してみた。遊女については毎年死者が出たことはもちろん、人数も平均二〇人前後であり、寛政初期には一年に六〇名以上の死者が出ており、客に殺害された者、相対死した者、自害した者などの注記がない遊女は恐らく病死であろう。また戒名を「信女」とすべき所「売女」とされた者が三七名いたことも判明した。また遊女の子についても遊女ほど人数は多くないが記載されており、なか

表3 淨開寺過去帳

年号	遊女	遊女ノ子	備考	年号	遊女	遊女ノ子	備考
寛保3 4	20 12	2 0	1人客に殺害セラル	寛政2 3 4	49 64 60	4 1 1	
延享元 2 3 4 5	36 20 27 8 2	3 1 1 4 0	カムロノ子…2人 童子…売女力	5 6 7 8 9 10 11 12	48 11 15 10 5 20 22 25	1 0 0 0 2 3 1 0	カムロノ子 1人 1人 相対死 カムロ 2人 カムロ 3人 2人 相対死 2人 相対死
寛延2 3	2 8	0 4	1人 川瀬客ニ殺害セラル	享和元 2 3 4	13 12 23 7	2 5 9 1	5人 相対死 カムロ 1人 カムロ 1人
宝曆元 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14	4 12 26 18 13 36 22 21 48 35 24 14 20 6	0 1 0 3 0 5 10 4 6 2 5 0 3 0		文化元 2 3 4	3 8 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 0	3 1 10 10 8 1 2 5 1 0 1 3 0 0 1	
明和元 2 3 4 5 6 7 8 9	15 21 29 27 15 9 5 24 39	1 1 2 3 0 1 0 1 0	信女→売女 8人 信女→売女 3人 信女→売女 10人 信女→売女 4人, 1人遊女 自害 信女→売女 1人, 1人カム ロノ子 信女→売女 1人	10 11 12 13 14 15	10 11 12 20 1 0	1 1 3 0 0 1	1人 相対死 1人 相対死
安永元 2 3 4 5 6 7 8 9 10	4 30 1 8 5 6 34 33 23 13	1 0 0 2 2 0 1 0 0 2	1人田村屋遊女要助ニ殺サル 信女→売女16人	文政元 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	4 2 4 2 1 5 5 4 6 6 6 1 3 5	2 1 2 1 3 2 1 5 0 0 0 0 0 2	カムロ 1人
天明2 3 4 5 6 7 8	22 26 26 19 26 30 39	1 0 2 3 0	1人 相対死	天保2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	8 1 3 3 0 3 7 9 9 10	1 1 0 0 0 0 6 1 1 0	
寛政元	49	6			11	3 0	

には禿の子と書かれた水子もいた。禿は本来太夫職の元で身の回りの世話・使い走りをしながら修業をする少女を指すが、過去帳から懷妊したこともあつたものと思われる。表3で示した人数が全て墮胎によつて生じた水子の靈とは断言できないし、またそうした子供を供養したのかという点など今後の問題としなければならないが、少くとも吉原遊女が懷妊し、その子が死亡したことの証左にはなろう。だからといって、遊女の懷妊が認められていたとは考えにくい。

以上のように生殖能力を認められ一人前の女性と見なされていた丸山遊女に対し、吉原遊女は生むことを否定された存在であり、言い替えれば女性という性を否定されていたということがいえよう。これはつまり生殖のための性と快樂のための性の相違と解釈することができるのではないだろうか。廓で生きる遊女は生殖を目的とした房事を行う必要はなく、こうした思想が吉原に女性を否定する状況をつくり出した。そしてこうしたことが廓を構成する重要な部分であるため、女性ばかりの世界でありながら生殖機能を重視していた近世社会における女性の価値からすれば、女性のいない世界が廓であるといえるのではないか。

吉原に対し丸山町・寄合町は仕切遊女・名附遊女の存在や、懷妊を承認しているということにおいては特殊な廓のあり方であり、丸山遊女は他国遊女に比べて恵まれた環境にあつたといえるだろう。しかしながら享樂を目的とする広義の意味での廓であることには変りがなかつた。

(4) 遊女の無断外泊

丸山町・寄合町遊廓は『長崎名勝図絵』によれば、背後に「あかずの門」があり、入口は二重門、周囲は堀に囲まれていたことが判る。吉原遊廓も明暦三年（一六六〇）に浅草寺裏の田圃の中に移転し、新吉原となつてから周囲を「おはぐろ溝」で囲み、廓としての機能を持つ構造となつた。このように周囲を堀で囲むという意識は遊廓に共通のものと思われ、その意味するところは、一つには廓という閉鎖された別世界を造り出すという作用もあつたであろうが、また別に遊女の逃亡を防ぎ、他所からの侵入者を防ぐという目的もあつた。

ところが丸山町・寄合町遊廓の堀は、少なくとも遊女の逃亡を防ぐという機能はもつていなかつた。というのも鎖国を施して唐と阿蘭陀以外の国との通商は禁じられたため、阿蘭陀人は出島に閉じ込められた。しかも外国人との接渉が許されたのは丸山遊女のみであつたから、遊女達は丸山町・寄合町から出島まで出向いて行つたのである。

さらに唐人に至つては元禄二年（一六八九）に唐人屋敷が新設されるまでは、長崎市中に散在して居住しており、遊女以外の女性と接することが禁止されていたので、丸山遊女は出島へ出向くのと同様に市中の唐人宿へ出かけ行つた。つまり丸山町寄合町遊廓開設の目的である外国人のための遊廓として、その目的を完徹させるためには遊女を囲の中に入れておくことはできなかつたのである。廓としての体裁は整えて、丸山遊女には「駕籠の鳥」という意識は少なかつたのではなかろうか。

さらに唐人屋敷が設けられると、市中に雜居していた唐人は全て屋敷内へ移らなければならなくなつたが、やはり遊女の方から出かけて行く仕組は変らなかつた。このため遊女は自由に市中を歩くことを許されていた。享保十四年（一七二九）正月に出された法令で、遊女が寺社詣をする時華美な衣裳を着していることから寺社詣は禁止され、外出の際は絹紬以上の衣類を着してはいけないという条件が出されたことで、外出は自由であることが判る⁽¹⁷⁾。さらに『犯科帳』からもこの点に関する記事を拾うことができる。

例えば、先に(1)親との関りで述べたごとく密買の仲介をするため書付を手渡しに出かけたり（表1—②）するなど密買に利用された例などは、遊女が自由に出歩けたことの代表的事例といえよう。密買に利用される点については別稿で論じたため、ここでは略す。

しかしながら、丸山遊女の特色である自由外出は宝永五年（一七〇八）に一時中止となり、同七年に再び解禁となるものの、天保十四年（一八四三）に再度禁止され幕末に至つた。天保改革の影響と思われるが、このことによつて丸山遊女の特色の一つが消え、他国の遊女に準じることになつたと考えられよう。

ただ唐人屋敷へ行くために本籠町の仲宿に行くことや、出島の場合は江戸町の仲宿と決められ、そこへ一度集合して人別改

めをやるといふ方法に変化はなく、出島の方は天明五年（一七八五）に人別改めをやるゝことが義務付けられたが直接出向いたので、廓の中に閉じりめられるといふことはなかつた。まだ、いづした自由外出の風潮は天保十四年まで漸然のいふく行われていたため、この年を境に全員が条例を守つた訳ではなく、表4にみるよつて無断で外泊して捕る遊女も田ぐれた。

無断外泊の初見は禁令が發布された天保十四年十月に起つた。丸山町遊女屋しも抱遊女綾巻は心願成就の願掛に筑前国太宰府天瀬宿まで参詣に出かけた。しかし寺詔は享保十四年にすでに禁止をやめていたので、やがて帰郷しなくとも本石灰町の喜右衛門に主人にとりなすよう頼んだので、刑せせらのみであった。参詣のために無断外出する事件は③の例にもみられた。

表4 無断外泊

年号	月	罪人の所在と名前	事件の経緯	刑罰	出典
① 天保 14	10	丸山町・遊女・綾巻	無断で筑前国太宰府に心願成就に参詣し、本石灰町喜右衛門に頼み、抱主にとりなしてもらう。	叱	9—128P
② 弘化元	2	寄合町・遊女・照葉	無断で父幸吉が難儀をしているのを助けるため金子を持って帰宅、帰郷しそびれた。	30日間押込	9—156P
③ 弘化元	8	丸山町・遊女・花の谷	無断で伊勢宮へ参詣し（6月15日夜）帰京したが夜更のため麿屋町甚太郎方へ一宿になり、そのまま隠れていた。 甚太郎……過料3貫文	30日間押込	9—194P
④ 嘉永 7	12	寄合町・遊女・八千代	母の法事の手当がしたいため、馴染の筑前の幸太郎を頼り、無断で矢上駅まで行った。	30日間押込	10—254P

る。弘化元年（一八四四）八月丸山町遊女屋めう抱遊女花の谷は、伊勢神宮まで出かけた。長崎からお伊勢参りをするのであるから、大変な日数がかかったものと思われる。そのため夜更に帰郷すると麿屋町甚太郎宅に一泊したまま帰りそびれ隠れていたという。このため甚太郎は匿った咎で過料三貫文が果せられ、花の谷は三〇日間の押込となつた。

また②、④の事件では両親のために無断外泊をしたというもので、弘化元年二月寄合町遊女屋鉄之助抱遊女照葉は、父親の難儀を救うため金子を持って帰宅、帰棲しそびれたため、三〇日間の押込。嘉永七年（一八五四）十二月寄合町遊女屋利喜太郎抱遊女八千代は母の法事のため、馴染客である筑前の幸太郎を頼って行き、三〇日間の押込となつた。

以上のように同じ参詣でも①天保十四年の事例では叱り、③弘化元年の事例では三〇日間の押込というように変化していることが判るが、これは禁令が天保十四年に発令されたため、判例がなかつたことや幕末になる程、刑罰を厳しくして幕府の権威を保とうとしたことなどが考えられよう。

しかしながら、自由外出が禁止され、無断外泊が犯罪となるに至つたとしても、先にも述べたごとく吉原遊女の境遇に比べればやはり丸山遊女は恵まれているといえよう。吉原遊女は一端吉原に身売りしたが最後、大門の外に出られるのは吉原が火災になつて全焼し、しかたなく江戸市中に散在して営業した仮宅営業の時か、身請・年季明・死亡した時であるが、身請や年季明で遊女から解放されるのは希とされ、前借のために鞍替と称してより下級の遊里へ住替することが常であつた。このため遊女屋奉公の身の上を悲観し、解放されたい一心から放火する者も多く、吉原が火元となつた火災は、ほとんど遊女の放火が原因であつた。⁽¹⁸⁾ この点丸山遊女の犯罪には放火が全く見られないといふことも、丸山遊女と吉原遊女の境遇の相違を端的に表わしているといえるのではないだろうか。

そして吉原遊女は仮宅営業になつて初めて、両国の花火見物・舟遊び回向院などの出開帳に出かけることができたのであつた。⁽¹⁹⁾ 大門を出て行く最後の手段として最も多いと思われるが、死亡した時であつた。しかし表3に見るごとく死亡した後も戒名に「売女」と定められている遊女もあり、死さえも苦界浄土にはならなかつた。このような状況下にある吉原遊女には日

常の自由外出が夢であることはもちろん、無断外泊をすることすらも考えられない行為であったといえよう。吉原遊女にとつて無断外泊は、すなわち足抜であり、死を意味することであった。

(5) 遊女の足抜

丸山遊女の起した事件のうち、唐紅毛人と関っているものを除けば足抜に関する事件が最も多く、一四件である。その初見は享保十六年（一七三一）正月頃城初菊の事件である。初菊は旅人の又三郎と馴染みになり、新大工町の宇兵衛の口入で桜馬場の新平の家に身を隠していたが発見され連戻された。又三郎は行方不明となつたため勝手次第となり、匿った宇兵衛・新平は共に初菊が足抜していた六日間の揚代金を支払うことを命じられた。初菊は刑罰としては叱りのみで済ませられたが、これは奉行所における刑罰であり、遊女屋自身の制裁は折檻という形でなされた。

折檻の恐しさが逆に足抜を決意させる作用を起しているということは次の二つの事件が明らかにしている。その一つは②の享保十七年（一七三二）三月丸山町藤屋定右衛門抱遊女みゆきと同じく恋橋の足抜である。油屋町に住む太十郎と旅人の理右衛門はみゆきと恋橋を連れて小島村の権右衛門の店で二日間遊興し続けた。この頃は遊女の外出は自由だったので、丸山町から遠出をする遊びも可能であったものであろう。しかし、太十郎と理右衛門の二人は二日間の遊興費が払えず、仕方なくみゆきと恋橋は自分達の着ていた小袖を質ぐさに入れて急場を凌いだ。ところがこの小袖は抱主によるお仕着であるため、小袖を持たずに帰樓すれば必ず折檻されることを苦にして、太十郎と理右衛門に足抜をせがんだ。四日間逃げまわったが追手に捕えられ、太十郎と理右衛門は居続けをした二日分と逃亡中の四日間の合せて六日間分のみゆきと恋橋の揚代金を支払った上、過料四貫文づつ課せられた。ただしみゆきと恋橋は太十郎や理右衛門と足抜することが目的ではなく、ひたすら折檻がこわいための足抜であつたため、刑罰は差免され、抱主の藤屋に対して今後は苛酷な扱いをしないよう警告が出された。

また⑥の宝曆三年（一七五三）四月に起きた寄合町油屋與之助抱遊女も折檻こわさの足抜であった。冬は八幡町源右衛門の姪で十一才の時、十四年間の年季で銀六十目で売られ遊女奉公していたが、先年折檻を受け、その恐しさに足抜を決意し、叔

表5 足 抜

年号	月	罪人の所在と名前	品物と事件の経緯	刑	罰	出典
① 享保 16	正	傾城・はつきく	旅人又三郎と欠落し、新大工町宇兵衛の口入で桜馬場新平宅へ隠れていたが連れ戻された。 又三郎……行方不明 宇兵衛・新平……初菊の抜中 6 日間の場代支払	叱り		1—261P
② "	17	3 丸山町・遊女・みゆき " " 恋橋	油屋町の太十郎と旅人の理右衛門は丸山町の遊女みゆきと恋橋を連れて小島村の権右衛門の店で遊興し、2日間居続けをした。しかし遊興費が支払えずみゆき等が小袖を質ぐさに入れて急場をしのぎ抱主がお仕着の小袖を持たず帰宅すれば折檻することを苦に足抜をせがみ、追手に捕えられる。 太十郎・理右衛門…6日間の2人分の場代金支払・過料4貫文づつ。 抱主・藤屋…今後苛酷な扱いをしないよう戒められる。	差免 (折檻こわから の足抜であった 為)		1—277P
③ "	18	7 丸山町・遊女・七浦	宿無吉郎兵衛と欠落したと丸山町より捕えられ詮議の結果、吉郎兵衛と連立門口を忍出てしばらく話をしていただけで欠落の意志はなかったという申立が通る。	叱り	1—307P	
④ "	20	5 丸山町・遊女・千菊	4月16月山口の旅人塙兵衛のために借金を貰い、供に欠落し、久留米で置去りにされたため5月18日再び戻った。	3年の年季増	1—319P	

年号	月	罪人の所在と名前	事件の経緯	刑罰	出典	
⑤元文2	4	丸山町・遊女・よし住 (元寄合町兵左衛門抱)	以前寄合町兵衛左門方で抱えられている時、無宿者甚右衛門と馴染となり足抜をして大工町利兵衛方に隠れるが連戻される。さらに再び甚右衛門と駆落し捕る。 甚右衛門……死罪	非人の手下に落される。	1—339P	
⑥宝暦3	4	寄合町・遊女・冬	のち、よし住は再び利兵衛方へ転り込み、女房となっていたが利兵衛に甲斐性がないため、筑後柳川生れと偽り、丸山町彦五郎方に2度目の奉公をしたのが露見した。	八幡町源右衛門の姪で11才の時14年間銀60目で売られたが、先年折檻を受け足抜し、叔父の家に戻った所、源右衛門は再び筑前羽大塚の甚右衛門に300目で売り、露見した。 源右衛門……家財を売り油屋へ賠償。	3年間寄合町の奴女郎	2—134P
⑦明和元	9	丸山町・元遊女・浦路 事ひさ	抜買の仲介、唐人と元本下町喜右衛門事新兵衛・元本五嶋町九兵衛事武兵衛の取次をし、足抜して京都で捕る。	長崎払	2—348P	
⑧寛政3	11	元丸山町・遊女・たち花	筑前国博多宗丹町の伯父が重病で欠落してたずねた。	10日間手鎖	4—318P	
⑨ "	8	寄合町・遊女・三河 22才 " " " 殿浦 25才 " " " 三芳野 18才	本石灰町茂三郎と夫婦約束し、足抜して今博多町の吉次郎方へ隠れ20日間で発見される。この時三河は妊娠中であった。 三河の足抜を裏木戸を開けて助けた。	町預け(妊身につき)	5—166P 叱り	

年号	月	罪人の所在と名前	事件の経緯	刑罰	出典
⑩ 宽政 8	3	寄合町・遊女・千船 22才	肥後国清源寺村伴助と足抜、伴助が揚代金を支払わない時は欠落日数分の奉公を果せられる。 (年季明間近でありながら待てず)	手鎖	5—175P
⑪ 文化 3	10	寄合町・遊女・松の香	本下町・直次郎を相手どり、抱主が松の香の身分について訴訟。 直次郎……行方知らずのため勝手次第	差免	6—168P
⑫ 天保 14	9	寄合町・遊女・闇の戸	馴染の本大工町恒吉と欠落、肥前国平戸(恒吉の故郷)へ行き、父に連戻され、再び遊女奉公していたが、7月再び恒吉に会い欠落する。 恒吉……手鎖預→差免預→30日間手鎖	手鎖預→差免→叱	9—128P
⑬ 弘化元	5	寄合町・遊女・村路	本籠町の勘七と欠落し、肥前国課早まで行き、連戻される。 勘吉……30日間手鎖	30日間押込	9—172P
⑭ " 元	5	寄合町・遊女・姿野	船大工町虎之助と欠落し、肥前国課早まで行き連戻される。 虎之助……30日間手鎖	30日間押込	9—172P

父の嫁に殺害された。ふりのば源右衛門は腹の心配のせいで筑前守大蔵の勘右衛門と川畠山に附った。最初は六十石と云う川畠山の金は田畠の植上からある。最初の遊女奉公の盐は十十九石といふやうだが、この盐は遊女奉公に最初の母命と譲つてこだいふるがゆゑに取れなかつた。源右衛門は忠誠を表し、嫁の眞珠を売つて川畠山の暗償をする裁

決が出され、冬に対しては足抜をし他所で遊女奉公をしていたため、寄合町の奴女郎としてただ働きをすることとされた。この場合冬は自分の意志で足抜をしたのであるが、その後は叔父によつて強いられた行動であつたにもかかわらず、奴として働くことを強要されたのである。

このように恐れられた折檻は奉行所の警告ぐらいで納まるものではなく、廓が持つ構造の重要な要素をなし、遊女の逃亡を防ぐ手段として、みせしめのために隠れて行われた。享保十九年（一七三四）九月丸山町唐津屋登兵衛抱の遺手むめが、折檻(20)をしたことが露見して捕り、一ヶ月の手鎖、抱主登兵衛は一ヶ月の町預けとなつた。この事件によると抱遊女若松が唐人屋敷に長逗留したため、遺手むめが割木で若松を打ちさえ、大怪我をさせた。若松は命からがら親元へ逃げ帰えり、帰棲しないため登兵衛が訴え出て詮議され、逆に若松の大怪我を咎められたのであつた。若松はこの怪我のために遊女奉公を解かれ、登兵衛と遺手むめは今後このようなひどい折檻をしないよう裁決が下された。若松に対する折檻は遊女奉公をすることは無理であると判断される程凌慘なものであつたと思われる。しかしながら、こうした折檻が恐れられ、追手に捕つた後の身の上が充分に判つていながらも、足抜は後を断たなかつた。

享保十八年（一七三三）七月の丸山町丹波屋宇兵衛後家抱遊女七浦（表5—③）の場合は、宿無吉郎兵衛と欠落したと丸山町から捕えられたが、吉兵衛と連れ立ち門口を忍出て、しばらく話をしていただけで欠落の意志はなかつたという七浦の言分が通り、叱りで終止した。従つてこの件を除いた十三件のうち、足抜の理由を整理してみると、最も多いのが夫婦約束をした男性と添い遂げるためで九件（①・④・⑥・⑨・⑩・⑪・⑫・⑬・⑭）である。この内、典型的な例と思われる⑨寛政八年（一七九六）二月寄合町大黒屋只助抱遊女三河の事件を見てみよう。

三河は二十二才で本石灰村茂三郎と夫婦約束をした仲となり、駈落ちをしない限り一緒になることは出来ないと、傍輩の殿浦・三芳野の協力を得て足抜を決行した。しかし二十日後、今博多町の吉次郎方に隠れている所を発見された。この時三河は茂三郎の子を身籠つていたので町預けという判決が下つた。

また、足抜をして捕り再度足抜をした例がある。その一つは②元文二年（一七三七）四月丸山町彦五郎後家抱遊女よし住の例で、よし住は以前寄合町兵左衛門方で抱えられている時無宿者甚右衛門と馴染となり、足抜をして大工町利兵衛方に隠れていたが見つかり連戻された。しかし再び甚右衛門と欠落し再度捕つた。甚右衛門は死罪となるが、よし住は抱主兵左衛門の経営が難しくなったのをよいことに再び逃亡し、今度は利兵衛方へ転り込んで女房気取りでいた。しかし利兵衛のくらし向きが悪いので二人で相談の上、船大工町嘉助に頼んで筑後柳川の旅人と偽り、丸山町彦五郎後家方に再び遊女奉公に出だした。だがよし住の人柄が宣しくないので請人の嘉助方へ帰された時、利兵衛が人参の密買で捕り、よし住は再三に渡る足抜がばれ、利兵衛は壱岐嶋へ流罪、よし住は非人の手下に渡された。

これに対し⑫天保十四年九月寄合町遊女屋治兵衛抱遊女関の戸は馴染の本大工町恒吉と欠落し、恒吉の故郷である肥前国平戸まで逃げて行くが関の戸の父に説得され再び遊女奉公に戻つた。しかし再び恒吉に会い再度欠落した。恒吉は一回目の足抜の時は手鎖預で差免されているが、二回目は三〇日間手鎖となり、関の戸は一回目は同じく手鎖預であったが、二回目は叱りで済んでいる。つまり、二度目の足抜は恒吉が預つたとみなされ、関の戸は最初の欠落の時父の言分を受け入れ、再び遊女奉公に戻つた点が評価されたものと思われる。よし住は関の戸と同様二度にわたって同じ男性と欠落しているが、その後の行動や日常の評判の悪さも手助い、さらには出身を偽つて再び隣町で遊女奉公をするなど悪どさが目立つたことや、同居の利兵衛が密買をしていたことも心情を悪くする要素となつたのであろう。刑罰としても非人の手下に渡されるなど重い刑となつてゐる。

この他重病の伯父を見舞うため（表5—⑧）とか、抜買の仲介をしそのまま足抜をして京都まで逃げていた（表5—⑦）例もある。

刑の輕重については、叱り・差免・町預が五件、手鎖が三件、三〇日間押込二件、奴女郎・年季増二件、長崎拵一件、非人の手下一件となつており、個々の遊女の事情によつて刑が決められていることが判る。つまり足抜に対する刑罰の規程はなく、むしろ法的刑罰より私刑である折檻の方が遊女にとつて恐しいものであつた。

三、むすびにかえて 一身分上の遊女の位置付けについてのアプローチ

以上『犯科帳』を分析することによって、そこに窺い知れる遊女の生活の一部について論じてきた。親との関りの中では近世における親子関係を前提とした上で、遊女と親の関り方を見た。それは遊女になった理由とも深い関係をもつており、遊女になる動機が仕切遊女・名附遊女の存在を含めて、親によつて左右され、さらに決定されるという関係にあることが判つた。

さらに遊女の身となつて後、近世における女性の存在価値を決める主要な基準の一つが生殖能力に求められるとすれば、妊娠を認められた丸山遊女と否定された吉原遊女とは好対照を示し、同じ遊女という身分でも前者が女性として扱われ、後者が性を剥奪され、女性として扱われないことを明らかにした。この点は遊女の無断外泊と同様、丸山遊女の特殊性として捉えた。これら丸山遊女の特殊性に対して、遊女一般に共通している苦界からの脱出願望としての足抜については、法的制裁よりもしう私刑である折檻に対する恐怖心が遊女を拘束する手段として有効に機能していること、それでもなお遊女の身分から脱却しようとすると者があとをたたなかつたことを指摘した。

さらにつこでは遊女の身分を位置付ける作業の前段階として、『犯科帳』からその点を示唆する例を掲げて、今後の課題としたい。

それは文化元年（一八〇四）二月元丸山町舟屋太三郎抱遊女吉川の事件である。⁽²¹⁾皮屋町の穢多乙名の竜蔵は遊廓に行くことが厳禁である法度を知りつつ町人と偽り、吉川のもとに通い相思の仲となつた。竜蔵は吉川を女房にしたいと思い、吉川も最初は竜蔵の身分を知らずにいたがそれと知つて穢多の相方となつたことを恥じて抱主に通告せずにいた。竜蔵の伯父恒右衛門も竜蔵の想いに動かされ、身請銀八百五十目を出した。吉川の父親は穢多の女房にすることを承知し、外聞が立たないように吉川を身請すると下の闇に旅立たせた。吉川の身請に際しては竜蔵の友である元三郎と久吉が伯父に働きかけ李下町茂助の助

けを貸りて成功させた。従つて、身請銀のうち銭六貫四百文を三人で分配していた。このほかにも銀子を受けとつていていた者は父庄三郎に相談を受けた親類などがいた。当事者の吉川は身請されたので遂に穢多の女房となる覚悟をしていてが、茂助が配分に不満を持ち自訴したので事が発覚した。竜蔵は輕追放、吉川は非人の手下に落とされ、恒右衛門は百日間の手鎖、庄三郎は叱、銀子を受けとつた親類は町払いとなつた。

この事件で留意すべき点は、穢多の女房になることが非人の手下となる結果を招いたということである。非人の手下となる刑罰はこのほかにも先に述べた足抜をしたよし住（表5—⑤）の例もある。つまり、遊女は身分的に穢多・非人の上に位置するとする前提があつてはじめて申し渡されるものではなかろうか。さらにこうした事例によつて近世中期にはすでに穢多に対する差別意識が生まれていたことも指摘することができよう。このような点については改めて法制史の側面から遊女の身分について究明する必要があり、前掲史料はそのための手掛りとして注目さる。

註

- (1) 古賀十二郎『丸山遊女と唐紅毛人』上巻 長崎文献社、三七四頁。
- (2) 「丸山遊女犯科帳——唐紅毛人との関りを中心として」（『西山松之助先生古稀記念論集』所収 吉川弘文館）
- (3) 磯野信春『延宝版 長崎土産』巻三
- (4) 古賀十二郎『丸山遊女と唐紅毛人』上巻、三四七頁。
- (5) 『長崎市史』第八巻風俗編、三八頁。
- (6) 前掲 二二頁。
- (7) 石井良助『江戸の遊女』自治日報社出版局 一〇一—一〇二頁、安政六年の文書。
- (8) 森永種夫『犯科帳』 中公新書 九九頁。
- (9) 『長崎市史』第八巻風俗編 三頁。
- (10) 『長崎奉行所判決記録犯科帳』二巻 一〇九頁。
- (11) 宮田 登『女の靈力と家の神』 人文書院
- (12) 千葉徳爾『女房と山の神』 堺屋図書
- (13) 『長崎市史』第八巻風俗編 二一—二二頁。
- (14) 前掲 二三—二四頁。
- (15) 前掲 七五頁。
- (16) 前掲 七九頁。
- (17) 前掲 二五頁。
- (18) 拙稿「吉原遊女のゆくえ——流罪になつた吉原遊女達」駒沢大学大学院史学論集第一〇号所収
- (19) 拙稿「吉原仮宅についての一考察」地方史研究協議会編『都市の地方史——生活と文化』所収 雄山閣
- (20) 『長崎奉行所判決記録犯科帳』一巻 三一七頁。
- (21) 前掲 六卷 九〇頁。